

佐賀県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

佐賀県議会副議長 岡 口 重 文

佐賀県議会規則第2号

佐賀県議会会議規則の一部を改正する規則

佐賀県議会会議規則（昭和32年佐賀県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産、<u>育児、介護その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。